

# 令和3年度 第2回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会 会議録

- 1 開催日時 令和3年7月30日（金） 午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 開催場所 浜松市役所鴨江分庁舎 シルバー人材センター2階会議室  
 ※本会議はWeb会議方式にて開催した。Webでの出席者は「3出席状況」のとおり。

3 出席状況  
ごみ減量推進部会委員

出欠	氏名	所属	部会役職	Web出席
○	藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部	部会長	
○	岡田 正利	浜松市自治会連合会	職務代理	
○	野中 正子	浜松市消費者団体連絡会		
○	松浦 敏明	公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会		
×	渡邊 記余子	浜松商工会議所		-

専門委員

出欠	氏名	所属	部会役職	Web出席
○	杉山 千歳	常葉大学 健康プロデュース学部		○
○	高根 美保	NPO 法人エコライフはままつ		
○	稲垣 正	公益社団法人 全国都市清掃会議		○

事務局

所属	氏名	Web出席
環境部	藤田環境部長	
	松下環境部参与	
	嶋野環境部次長（環境政策課長）	○
	久米環境部参事（環境保全課長）	○
	小野環境部参事（産業廃棄物対策課長）	○
ごみ減量推進課	鈴木課長	
	飯田専門監（課長補佐）	
	鈴木主幹	
	太田副主幹	
	宮本副主幹	
	辻村主任	
廃棄物処理課	石原課長	
	大塚収集業務担当課長	
	加藤専門監	○
南清掃事業所	鈴木章所長	○
平和清掃事業所	田中所長	○
浜北環境事務所	鈴木敏所長	○
天竜環境事業所	中村所長	○

- 4 傍聴者 1 2 名 (報道関係者 2 名を除く)
- 5 議事内容
- (1) 報告事項 職務代理者の選任について
  - (2) 審議事項 家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料の減免措置等について
  - (3) 審議事項 家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料設定について
  - (4) 報告事項 広報はままつ 6 月号特集に寄せられた家庭ごみ有料化等に関する意見について
  - (5) 審議事項 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画編) 素案について
  - (6) 報告事項 ごみ減量天下取り大作戦の総括について
- 6 会議録作成者 ごみ減量推進課 計画調整グループ 小柳津
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議記録 有 (公開)

## 1 開会

### (1) 会議の成立について

事務局

〈配布資料確認〉

本日の浜松市環境審議会ごみ減量推進部会は、部会委員5名中、4名が本会場で出席、1名が欠席しており、会議の定足数である過半数に達しているため、浜松市環境審議会規程第4条第2項及び第5条第6項により、部会が成立していることを報告する。

また、専門委員3名のうち、1名が本会場で出席、2名がWeb会議方式での出席となっている。

これより議事進行については、浜松市環境審議会規程第5条第4項に基づき藤本部会長にお願いする。

### (2) 会議の公開確認

藤本部会長

議事に入る前に、本部会の公開について、各委員の了承をいただきたい。本日の部会では、個人情報などの非公開情報を審議する予定がないため、議事を公開することにして良いか。

全委員

(異議なし)

藤本部会長

本日の会議録は、事務局で作成し、「浜松市附属機関の会議録の作成および公開に関する要綱」に基づき、発言した委員の名前を記載の上、公開する。

## 2 議事

### 報告事項 職務代理者の選任について

藤本部会長

浜松市環境審議会規程第5条第5項により、「部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたとき」の職務代理者を、部会長が事前に指名することとなっている。職務代理者であった小名木委員が辞任されたため、新たに職務代理者を選任する必要がある。小名木委員と同じく自治会連合会から推薦され、市民の声に広く接する機会が多い岡田委員にお願いすることとしたため、報告する。

### 審議事項 家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料の減免措置等について

藤本部会長

本日の家庭ごみ有料化関連の審議については、前回までと同様、有料化の可否を考える材料として、「家庭ごみ有料化を実施した場合どのような形が良いのか」という観点で議論していただきたい。部会としては、様々な議論を行った後に最終的に有料化すべきかどうかを判断したいと思う。

それでは、(2) 審議「家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料の減免措置等について」審議する。事務局から説明をお願いする。

事務局

〈〈資料1に基づき説明〉〉

藤本部会長

この件に関しては、前回事務局から各都市の状況について報告があった。今回は減免等の実施をした方が良いかどうか、方向性を議論していきたい。

資料1のP2「表2」の方針欄を埋めていく形で、議論を進め、最後に選定枝の取扱いについても意見をまとめたいと思う。

まず、新生児・乳幼児、高齢者、要介護者、障がい者の紙おむつの取扱いについて、各委員どのようにお考えか。ご意見がある方は挙手をお願いする。

松浦委員

6月の広報はままつで募集した意見を見て、紙おむつを使用する乳幼児や高齢者等については、有料化の対象にしないほしいとの意見があった。前回の議論の中でも、紙おむつは減らそうと思っても減らせるものではなく、使わざるを得ないものであるという意見が出た。新生児・乳幼児、高齢者、障がい者等が使用する紙おむつについては、減免の対象とすべきだと思う。ただ、高齢者の場合、介護の対象となっている方は福祉施策の方で把握できると思うが、介護の対象となっていない紙おむつ使用者について

は、把握するのが難しいと思う。

野中委員

紙おむつは減らすことはできないと思う。福祉部署の方で、申請すると紙おむつを提供してもらえる制度がある。実際にそういった申請をする方に対しては、減免の対象として良いと思うが、それ以外の方が減免できるかできないかというのは、その事情が認められるかどうかだと思う。そのため、何か基準をつくっておく必要がある。

高根専門委員

一定の条件を満たすような形であれば、減免用のごみ袋を配付しても良いと思うが、申請手続きが必要だと思う。その基準が決まれば問題ないと思う。

藤本部長

基準をしっかりと決める必要があるという意見だということと、臨時に必要とされる時には、それに対する方針を決めておく必要があるという意見であった。

杉山専門委員

資料1のP2「想定減免対象」の表の下に記載のある、紙おむつ等支給サービスなどの既存制度を活用できるのかといったことが、一つの減免の基準になるのではないかとと思う。

藤本部長

基本的には減免措置を講じるが、ただし、急に紙おむつが必要となる方もいるため、その基準をしっかりと決めておく必要があるという意見であった。

続いて、在宅の生活保護受給世帯について、各委員どのようにお考えか。ご意見がある方は挙手をお願いします。

事務局

資料1のP1「(1) 前回の部会における減免に関する意見について」のところで、ごみ減量の中での減免ではなく、福祉の面で検討してはどうかという意見があった。また、もう一つは、全国的には生活保護世帯を減免対象に含んでいない都市が多いという結果だったが、経済的な観点での配慮が必要なかもしれないため、総合的に考えて、ごみの部門としての減免が必要なのか、福祉部門で減免について考えた方が良いのか、そのような観点についてもご意見をいただきたい。

藤本部長

福祉施策として検討していくのか、やはり減免措置を講じるべきなのか、ご意見いただきたい。

野中委員

経済的事情でごみが増えるということはないと思うため、むしろごみが減るのではないかと思う。そのため、福祉部門で考えるのは良いと思うが、ごみ減量という部門で減免措置をする必要はないと思う。むしろ積極的にごみを減らしていただければいいか。

藤本部長

基本的には、福祉施策で網羅されていると考えて良いのではないかという意見であった。

松浦委員

質問だが、福祉施策として減免を行っている都市はあるのか。その場合、どのような方法で行っているのか。生活保護の基準はほぼ決まっていると思うため、その中に入り込む余地があるのかどうか知りたい。

事務局

現段階で福祉部門として実施をしている都市名までは把握できていない。しかし、この話が出たP1「(参考)」にある環境省が作成した「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、福祉施策で配慮することも考えている。有料化に伴って更なる負担が増えるのであれば、その分を経済的配慮が必要な方に対して、ごみ袋を支給するといった減免措置も考えるべきではないか、という意味であると思う。

藤本部長

もう少し調査をしていただき、この議論は次回に繋げていきたいと思う。

事務局

政令指定都市の中で確認したところ、前回もお示しをしたが、新潟市、岡山市、熊本市が実施している。施策として何らかの配慮はしているが、それがごみ部門なのか、福祉部門なのか、ということろまでは調査できていない。

藤本部長

また調査していただき、データについて集めておいていただきたい。

在宅の生活保護受給世帯の減免については、まだ意見の集約を求めない形で、続けて次回も議論していきたいと思う。

藤本部長

続いて、清掃ボランティアについて、各委員どのようにお考えか。ご意見がある方は挙手をお願いします。

- 岡田委員 浜北区では自治会だけの団体と自治会の下に町内会を有する団体があるが、個別の活動として、それぞれ公園愛護会や街路樹愛護会という組織をつくって活動している。その団体が45ℓのごみ袋を使用して地域のごみ拾いや草取り等を行い、ごみ袋が多量になるため、市から収集車で回収に来てもらっている。愛護会がボランティア清掃で使用するごみ袋をまとめて購入しているため、有料となると影響が大きい。また、個人的にボランティアで清掃を行っている方もいるため、有料にしない方が活動が継続できるのではないかと思う。
- 冒頭で新生児や乳幼児、要介護者等が使用する紙おむつは減免対象にした方が良いという話があったが、その方たちが捨てる減免対象でないごみについては、有料の袋になるのか。紙おむつと減免対象でないごみは、ごみ袋を分けて捨てるのが前提だという理解で良いか。
- 藤本部長 それについては、ここまで議論されていなかった。単純に分けるものだと思っていたが、そうでない場合もありえるか。
- 高根専門委員 紙おむつの減免については、ごみ袋が配布されるという認識であった。
- 岡田委員 生活保護受給世帯についても、紙おむつを使用する場合がある。その場合は、新生児・乳幼児等の紙おむつを使用する方と同じごみ袋を使用していただき、それ以外の生活保護受給世帯については、有料のごみ袋を使用していただくように、袋を分けるのが良いと思う。
- 事務局 政令指定都市での有料化先行都市は、減免の対象者に対して、ごみ袋を送るような形で実施をしているところが多い。紙おむつだけのごみ袋や、ごみを分けるといったところはない。
- 藤本部長 紙おむつと減免対象でないごみを一緒のごみ袋に捨てても良いということだと理解した。
- 松浦委員 ごみ袋を配布するということがだったが、新生児や乳幼児、高齢者等の紙おむつ使用者が減免期間中、どの程度使うのかによって、ごみ袋が何枚必要になるか想定して実施しているのではないか。他の生活ごみも含めて減免対象にする考え方とは違うように思う。
- 高根専門委員 仙台市に確認したところ、乳幼児の場合は、申請を一回出したら中サイズのごみ袋が50枚配布され、それをその家庭で使っていただくようになっている。審議の前にそのような実施方法が普通だと思っていた。
- 事務局 浜松市がどのように考えているのか参考までに教えていただきたい。
- 事務局 先ほど、松浦委員から出たご意見についての補足になるが、有料化先行都市の新生児・乳幼児の減免については、1歳未満、2歳未満、3歳未満といった年齢で区切って減免の対象にしている形が多い。仮に浜松市で減免を考える場合は、子どもの施策をしている部署と調整し、どの年齢まで減免対象にすべきかどうか検討し、決めていくことになると思う。
- 藤本部長 新生児・乳幼児の減免については、事務局からデータを集めていただき、議論するという形で良いか。
- 事務局 各都市の減免方法をまとめた資料等もあるため、また委員の皆様にご提供させていただきたいと思う。
- 藤本部長 新生児・乳幼児の減免については、引き続き、議論していきたいと思う。
- 岡田委員 新生児や乳幼児、要介護者等の場合は、区役所に届け出を出すため漏れなく把握できると思うが、それ以外の、例えば手術をした後に半年や一年、紙おむつが必要となった方などをどう把握するのが難しいと思う。把握方法について、他都市のケースを確認していただきたい。
- 藤本部長 以上、4つの減免対象が挙げられたが、これ以外に減免措置を講じる必要がある対象者は考えられるか。

- 松浦委員 先ほどの清掃ボランティアで、団体のボランティア活動として行う場合には把握できると思うが、個人的に散歩しながらごみを拾って歩く方もいる。そういった方も減免の対象にするのか。環境美化活動には違いないが、そういった方も対象にすると、実施上、手間がかかると思う。
- 岡田委員 個人的に行っている方は、ボランティア清掃で使用するトングや手袋、ゴミ袋等を持参し、散歩のついでなどにごみ拾いを行っている。そういった方々は、有料のゴミ袋であっても実施していただけたらと思う。そうでなければ、自治会に申し出て、自治会でいう清掃活動として無料の袋で出せるようにすれば良いと思う。自治会の活動の中でフォローできるのではないかな。
- 高根専門委員 私がいる清掃工場でも、ボランティア清掃を実施したということで、ごみを持って来る市民の方もいる。一度、浜松市の方で、どんな団体や個人がどういった形で清掃活動を行っているのかを調査していただきたい。その中で、一定の基準をつくってゴミ袋を分けるかどうか再検討したい。
- 藤本部長  
事務局 そういった情報はどのように調査するのか。
- 事務局 浜松市の方で、個人の方がどれだけボランティアで清掃活動をしているのかという情報は持ち合わせていない。何か調査をかけるしかないと思うが、調査方法をかなり考えないと難しい。個人の場合、ボランティア清掃で出たごみを少量だからと集積所に出す方もいると思うため、正確な状況がわかりづらいのではないかな。
- 高根専門委員 大まかな団体で良いと思う。現在、どのような団体がどのような形で行っているのかが全く分からないため、その中で清掃ボランティアに対して減免するのか、しないのかという判断は難しいと思う。
- 事務局 団体のボランティア清掃活動であれば、各事業所で情報を持っていると思うため、確認させていただきたいと思う。
- 藤本部長 次に、剪定枝について議論したいと思う。こちらは令和2年度の第3回と第4回で議論を行ったが、今回方向性をまとめたい。2ページ目の2(2)の①「剪定枝を有料化の対象とするかどうか」、②「その理由」について、各委員どのようにお考えか。ご意見がある方は挙手をお願いします。
- 野中委員 以前も申し上げたが、自分の家のものを自分で剪定したのであれば、みどりのリサイクルに持っていき、無料で出すことができる。しかし、自分で剪定ができず、業者をお願いしてやってもらっている方については、事業者がトラックに乗せて持って行ってしまふと事業系のごみとなり、現時点でも有料となる。今後、高齢化して自分で剪定ができずに、業者をお願いする方が増えたとき、その線引きが難しくなると思う。
- 藤本部長  
事務局 事業者が持ち込んだ場合は、どのように有料となっているのか。
- 事務局 事業系のごみはkgいくら、という処理手数料がある。業者はそれを払うが、個人で業者をお願いしている方は、業者にその原資を払っている。
- 岡田委員 各地域にある地区社会福祉協議会で家事支援や生活支援という名前のボランティア活動を行っていると思うが、その中に、草刈りとごみ出しがある。刈った草はゴミ袋に詰めて、指定された日時にごみを出す作業を行う。それを剪定と言うかはわからないが、そのゴミ袋は、庭の草刈りの支援を頼む利用者が用意することになっている。ゴミ袋に入れても出しに行けないため、ごみ出しのサポートをしてほしいという要望があり、行われている。事業ではなく、地域の助け合いの中でやっている作業であり、かなりの地域でやっていると思うため、考慮に入れた方が良いと思われる。
- 高根専門委員 剪定枝は木の枝のことであるため、雑草は入らない。木や枝をみどりのリサイクルに持ち込めない方がいると思うため、どうするのかということだと思う。市民の意見の中には、ひもなどで束ねずに指定ゴミ袋に入れて出してほしいというような意見があった。指定ゴミ袋に入れるときに、その指定ゴミ袋をどう減免にするのかということだと思う。基本的に浜松市は緑豊かなまちと言われているため、そのようなことを考える

と、何らかの基準づくりをすれば減免の対象にしても良いのではないかと思います。

岡田委員

この減免のポイントは、ごみの減量ができるものかどうかだと思うが、剪定枝や雑草は減量できるのか。除草剤のようなものをまいて、二度と生えてこないようにすることはできると思うが、高根委員が言ったように、緑豊かな地域ということを見ると、剪定枝や雑草は減らしようがないものであると考えられるため、対象外でも良いのではないか。

高根専門委員

私のごみ減量の周知を進めていく中で、木や枝は減量するように市民の方をお願いしている。減量の方法としては、とにかく乾かすことである。木の枝は80%以上水分が含まれているため、水分をなくせば、かなりの減量になる。清掃工場に来ていただく方には、雑草を取ったら、日に干して何日か経って軽くなった状態で、もえるごみに出していただくようお願いしている。今回も、市民の方にそのようなごみを減らす情報を提供し、どのような基準でごみ袋を減免するのか、しないのかを考えていくことが大事だと思う。

藤本部長

野中委員、業者の持ち込みを減免にするということは考えられるか。

野中委員

業者が持ち込めば有料、個人が持ち込めば無料という現状は矛盾があるように思われる。個人で持ち込む手立てがない人は、処理費用を払って業者に処理を頼んでいるわけだが、個人での持ち込みと事情は同じように感じられる。

藤本部長

業者に頼むという人は多くいる。なぜ業者の持ち込みを有料としていて、個人の持ち込みを無料としているのか。

事務局

現在、事業系のごみについては、生業として行って出たごみになるため、事業者の責任で処理費用も負担していただくようになっている。

稲垣専門委員

全国的な話をさせていただくと、先に議論していた紙おむつ等のごみと剪定枝は、分けて考える必要がある。今回の紙おむつについては、もともとが有料の対象物となっているが、一定の条件の方にとっては減免を検討している。一方、剪定枝はもともと有料の対象物から外すべきではないかという議論が全国的にされている。その背景には、緑は社会生活に非常に重要なもので、緑を増やすということが行政施策の中で大きな一つのテーマとなっており、安易に有料化という観点から議論して良いのかという考えがある。私が知っている限りでは、どの都市も減免という考え方ではなく、有料化の対象物から外す考え方をしている。ただし、事業活動から出た剪定枝については、生業として行って出たものになるため、有料としているのが多くの都市の現状である。それらを踏まえて議論を深めていただきたい。

藤本委員

剪定枝については、個人で持ち込まれたものは無料、業者から持ち込まれたものは有料とすることで意見をまとめたいと思う。

### 審議事項 家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料設定について

藤本部長

次に、議事の(3)「家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料設定について」に進める。この議事については、今回と次回の2回の部会の中で方向性を固めていけたらと思う。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、資料2の説明に入る前に、今回の議事とは直接関係ないが、前回の部会で委員より、他都市の有料化家庭ごみ袋について研究・入手しているかというご意見をいただいた。本日は、既に有料化を実施している新潟市と掛川市のもえるごみのごみ袋をご用意した。参考までに、委員の皆さんに1袋ずつ配布させていただく。

<<資料2、参考1、参考2に基づき説明>>

藤本部長

ただ今、事務局から説明があったが、まず、資料についてのご質問はあるか。ある方は挙手をお願いします。

事務局からは資料2のP1に手数料単価設定の検討におけるポイントもまとめていただいたが、この点についてのご意見等はあるか。今回は初回のため、全委員からご感

想やご意見をいただきたいと思う。お一人1～2分でお願いします。

まずは杉山委員にお願いします。

杉山専門委員

参考1の資料について質問だが、仙台市、福岡市、千葉市については、減量効果が割と少ないように思う。これは、先に指定のごみ袋制度をとっていたからなのか、10あたりの手数料が低いからなのか。

事務局

杉山委員からいただいたご意見の前者が理由である。こちらは、先に指定ごみ袋制度を導入していたことにより、もともとごみの減量が成功しており、そこからもう一段階の有料化を行ったため、他都市よりも、その分減量効果が薄くなってしまったのではないかと思う。

杉山専門委員

では、浜松市もこのような減量効果になると考えれば良いか。札幌市だと10=2円で35.6%減量効果があるとなっているが、これは中間段階がないためこれだけ減っているということか。

事務局

他都市の減量効果の事実だけ見ると、杉山委員が言ったようなことになるかと思う。浜松市も指定ごみ袋制度から有料化というプロセスになるため、確実にこのようになるとは言えないが、同じようになる可能性はあるかと思う。

杉山専門委員

手数料をいくらにするかという意見については、全国的に見て1円が多いため、平均的な10あたり1円という値段設定で良いのではないかと思う。

高根専門委員

参考2の資料で、家庭ごみ有料化における市民負担額のイメージとあるが、これは450のごみ袋を使い続けた場合で試算していると思う。先ほど、参考1で出していたいた仙台市、福岡市、千葉市の量に10%から15%減量効果があったことを想定したイメージ図をつくることはできないか。例えば、450のごみ袋が300のごみ袋になったから、ここまでは上がらないといったようなイメージ図はできないか。このままだと、市民意見でもあったように、10=1円の単価が高いと思われる。現在示されているイメージ図は、ごみが減量されていないイメージの市民負担額だと思う。ごみが減量した他都市の事例があるのであれば、平均値を取ったものでも良いため、そのイメージ図を出していただきたい。そうすれば、この負担額であればどうなのかというのを市民にまたヒアリングすることもできるのではないか。現在のイメージ図だけだと判断がつかない。

事務局

同じ袋のサイズで比較しているものであるため、450の袋が300の袋になるとどれくらい変わるのか、というお伝えの仕方を検討していきたいと思う。

稲垣専門委員

高根委員から出た意見と全く同じだが、以前も同じような資料が出ていて、そのときも同じ指摘をさせていただいた。家庭ごみ有料化の一番の目的というのが、ごみを減量するということである。その制度を市民の皆さんに事前にしっかりとお話しし、理解を得て、実際に有料化を進めていくかが大事であり、そういった意味では、市民負担額の試算は重要な指標となる。市民の皆さんがごみの減量に協力していただければ、そんなに市民負担は増えないということを見せていくことが必要である。

岡田委員

資料2に、手数料単価設定の根拠が3点あるが、①と②は諸刃の剣のようなもので、一体だと思われる。有料化すれば減量が進むが、10あたり10円や100円ということはありませんか。

②の「市民にとって過度な負担とならないこと」について、どういった根拠を求めるかももう少し明確にする必要があると思われる。近隣市の単価設定との関係も重要であるが、最も重要なのは根拠である。

参考1の減量効果について、札幌市は有料化導入時から現在までに人口が4%増えているにもかかわらず36%も減量をしている。京都以外の都市では、人口が数%増減しているため、有料化導入前の人口と導入後の人口の増減を加味して、減量効果については考える必要があるのではないか。

ごみ減量のための有料化ということを考えてとき、市民に納得してもらうための根拠が必要である。先行して有料化を導入している政令市に、10あたり1円が多いから、

平均が約1円だから、といった理由では弱いのではないか。

手数料単価の設定は最も難しい部分であるため、人口比や所得水準等、様々な指標をもとに検討する必要がある。

野中委員

仙台市、福岡市、千葉市のように、指定ごみ袋を導入してから家庭ごみ有料化を実施しているところと同じようになると思われる。

市民に有料化の話をして、「もうごみ袋を購入している」と返ってくる。ごみをたくさん出す人がごみ袋をたくさん購入するということを仮定して考えていると思うが、現在ごみ処理の負担は税金で賄っており、ごみを多く出す人も少ない人も同じ負担額であるため、市民から不公平感があるという話も出てくる。全員平等に税金でごみを処理している状況では、ごみ減量の意識が生まれれないのではないかと、そういったところが有料化の根本ではないか。

有料化によってごみは減るのか、結果が目に見えてわかるのか、というところがある。自分はごみをあまり出していないのに、なぜごみ処理の費用をさらに払わなければならないのか、という部分を納得できるような単価設定にできると良い。

ごみの量を減らすということについては、できる場合とできない場合がある。例えば、生ごみをコンポストや畑で堆肥化することはできない人もいる。夏場であれば1日置いておくだけで腐ってしまうため、大きな袋で溜めて出すということが難しい。ごみを減らすという目的と、ごみ袋で手数料を取ることでごみが減るのか、という部分については、深く考えていく必要がある。

松浦委員

手数料単価については、他都市と比較して1円が妥当だと思う。

参考1の資料に、一人当たりの排出量がどれだけ減っているのかというデータがあれば、人口増減の要因はなくなってくると思う。今まで何回もこの資料は拝見してきたが、総量で比較をされているのか、一人当たりで減った量で比較されているのか、確認しておきたい。

参考2の資料に、現在1枚10円となっているが、手数料として入っている額ではなく、製造経費と流通経費でかかっているものであると思う。100円=1円となると、450のごみ袋の場合には、45円が手数料として市の歳入になる。販売は市が直接やることはないため、製造経費と流通経費は、従前と同じようにかかってくるかと思う。それらの経費は、別途、市が業者に支払うことになると、実質的な手数料というのは35円になってくるのではないかと思う。市民意見で、高齢者の単身世帯等では、より小さいごみ袋を用意してもらいたいというような意見もあった。100のごみ袋でも良いというご家庭もあると思うが、その場合、100のごみ袋をつくるのと450のごみ袋をつくるのでは、製造経費が変わってくるかと思う。そうすると、100円=1円の場合、実際に市の手数料として入ってくるのは少なくなるのではないかと。その仕組みがどうなっているかはわからないため、教えていただきたい。

事務局

現在の浜松市の指定ごみ袋の値段については、製造経費と流通経費、販売店のマージンが入った形で売られている状況である。有料化をした場合については、市が製造業者と、各販売店に大きな倉庫等に製造したごみ袋を納品し、保管していただくような契約や、各販売店にごみ袋を配送するような契約が発生する。そういったものの委託契約を組み、さらに、各販売店との販売手数料を各店舗と契約してお支払いしていくような形になるかと思う。製造、保管配送、販売委託契約等の諸経費を差し引いたものが、実際の市の歳入となる額である。そちらについては、現在市の方で試算をしているところである。

藤本部長

なぜ100円=1円なのか、0.9円や1.1円は0.1円しか違わないが、大きな差になると思う。市民感情を反映させると安い方が良いと思うが、減量効果を期待してやっているところがあり、そこは相反するところである。どうやって解決していくのか、市民が納得するかが重要なポイントであり、非常に難しい問題だと思う。手数料の算出根拠をもう少し明確に出していただきたい。

事務局 委員の皆さまから出たご意見を参考にして、出せる情報を提示し、手数料の単価設定についてまた議論いただきたいと思う。

藤本部長 各委員から意見をいただいたため、この件についてはここで一旦閉め、次回の部会にて継続して議論しつつ、部会としての考え方をまとめていきたいと思う。

### 報告事項 広報はままつ6月号特集に寄せられた家庭ごみ有料化等に関する意見について

藤本部長 次に、議事の(4)「広報はままつ6月号特集に寄せられた家庭ごみ有料化等に関する意見について」、事務局から説明をお願いする。

事務局 <<資料3に基づき説明>>

藤本部長 家庭ごみ有料化の賛否を問うたわけではなく、意見を募集したということである。非常にたくさんのご意見をいただいたようである。資料3の資料は、意見が非常によくまとまっていると思う。資料自体に関するご質問がある方は、挙手をお願いする。

松浦委員 市民の皆さんから非常に貴重なご意見をいただけたと思う。出た意見を市の方でよく吟味していただき、これからの廃棄物行政に活かせるものは採用していただけると良いと思う。資料の中で、P4の資源物のところで、いくつか同じようなご意見がある。例えば、雑がみ等の資源物の回収を集積所で行うことや、資源物の回収BOXを設置すること、回収拠点数を増やすこと等である。浜松市の家庭ごみの組成分析では、生ごみと紙類が多くなっている。雑がみをもえるごみに入れてしまう理由に、雑がみを分別しても、特に高齢になると拠点場所まで持っていくのが大変だということもあるかと思う。今後の高齢化社会のことを考えると、雑がみについてはもう少し市民の利便性を考えて、集積所で月1回でも回収するような機会があれば、雑がみとして出していただけるようになるのではないかと思う。

高根専門委員 市民の皆さんから246件ものご意見をいただいたことは大変ありがたく、全てのご意見を読ませていただいた。そのご意見の中で、現時点でも市民の皆さんが、ごみの減量やごみに興味を持っていることがわかる文面が多かったため、今後の浜松市のごみ行政に関しては、良い傾向であると思った。

ごみの減量や3Rの取組みについて推進するような、適切な情報発信がされていない部分があると思うため、市民の皆さんが少し勘違いをされているようなご意見もあった。そのため、ごみの減量や3Rに関する情報発信を積極的に行っていただき、市民の皆さんが今以上にごみに興味を持って、どういった行動をすべきか考えていただけるような浜松市であってほしい。

稲垣専門委員 大変貴重なご意見をいただいたと思うが、少し心配になった点がある。総数246件と多くのご意見はいただいているが、媒体を見ると、ご意見フォームの方やFAXの方が多い一方、メールからは9件しかない。若い世代からの声が拾えているのかが心配である。現在はSNSの時代であるが、若い世代の声をどうやって拾うのか。さらに、これから実際に有料化を導入することになった場合、考えなければならないのは、情報発信である。その情報発信の手法が、若い世代に伝わるような手法でなければならない。広報紙のような既存の媒体に加え、できるだけSNSを中心に、若い世代にごみを減らすためにはこういう実践をすれば良い、というような情報発信をしていくことが重要である。

藤本部長 広報はままつのご意見が、どの世代から来ているという分析はあるのか。

事務局 ご意見フォームには年代を入れていただく項目があるが、メールやFAXについては年代の回答が必須ではないため、わからない。ご意見フォームについては、20歳未満から80歳以上の方まで、幅広い年齢の方からご意見をいただいている。詳細の数字までは現在持ち合わせていないが、一番多かったのは40代の方、続いて50代、30代、60代となっている。

杉山専門委員 総数246件が、たくさんご意見をいただけたと思うのか、人口からいうとそれくらいかと思うところもある。有料化への意見として、ごみの現状や分別方法を、いろいろ

るな媒体でもっと広報してほしいというご意見や、市民の声を聴き、なぜ今の税金では賄えないのか、今後ごみが増え続けてしまうとどうなるのか等を説明し、納得した上なら賛成といったご意見があるため、やはり先ほどから出ているような情報発信が必要になってくると思う。また、若い世代への情報発信という面で、私は大学に勤めており、学生にごみは分別しているか聞くと、学生によっては、プラともえるごみは分けていないという意見や、ペットボトルはもえるごみに出しているといった意見も聞く。分別することをどれくらいしてもらえるか、ということが重要であると思った。

また、仮に1ℓ=1円としたときに、なるべくごみを減らす方法として、どのような方法があるかを同時に示せると良いと思う。

藤本部会長

今回、市民の方からの家庭ごみ有料化に関する意見が聞けたため、我々委員も、これらの意見も参考にしながら審議を進めて行きたいと思う。

### 審議事項 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）素案について

藤本部会長

次に、議事の(5)「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）素案について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

〈〈資料4、参考3に基づき説明〉〉

藤本部会長

この件に関しても、前回から引き続きのものになる。事務局の方からも、そろそろ意見集約していきたいとのことだったため、部会としても、方向性については、今回までで意見を提出していきたいと思う。

ご意見がある方は挙手をお願いします。

稲垣専門委員

前回、部会の後にも事務局にご意見を差し上げたが、かなりきれいに整理できていると思う。

1点気になる点がある。P27に新しい計画目標ということで、かなり大胆に数値を設定しているのは良いと思うが、P12のごみ排出量の状況のところに記載されている内容と整合が合わないのではないかとと思うところがある。P12に「令和10年度の計画値（目標）を達成するには」となっているが、この令和10年度の計画値というのは、平成26年度当時の当初計画で記載されている目標である。P27以降に、新たな目標値を掲げているにも拘らず、旧計画で決めている目標値を達成させるために何が必要かという表現が、P12、P13、P14に計3箇所出てくる。このままだと誤解を生む可能性があるため、修正する必要があると思う。

事務局

その点については、事務局で検討させていただき、修正したいと思う。

野中委員

基本にごみを減らすということにおいて、家に入ってくるものを減らすということが最も重要である。もえるごみの中で紙と生ごみが1/3を占めているが、それらは減らせないのか、減らす方法をどうやって考えるか。生ごみの水切り道具を配布したから水切りができて、というのではなく、生ごみの中でも、もともと乾燥したものは濡らさない、他のものと一緒になければ臭くならないものは分けて乾燥させる、といったことができる。生ごみをまず分別する。水切りは重要だが、それ以外にもできることが多くあると思う。

市民への啓発以外の部分では、資源物の回収拠点が少ない。集積所に出すごみと同じように資源物を出せるのであれば、そこに出したいという話もある。時代としては、資源回収は拠点に自分ですぐ出せるような状況であるとそれなりに持つていくため、スーパー等の回収ボックスは多くの人が利用している。利用しやすさを考えて、資源回収や拠点回収ができれば良い。回収拠点の一覧表をもう少しわかりやすく示してもらいたい。

まず、家庭に入ってくる、ごみとなるものを減らそうという意識を市民に持ってもらいたい。どうしたら減らせるのか、資源は資源として排出できるのか、といったことを考えるきっかけになるようなものを提示していけたら良いのではないかと。

松浦委員

計画そのものの意見については特段ないが、文言等で修正していただきたい点をお

伝える。

まず、P1の計画の位置付けの表に「浜松市一般廃棄物処理基本計画（R3～R10）」となっているが、R4からR10の間違いでないか。

続いて、P17の具体的行動の進捗状況で、具体的行動のうち、完了した取組みも合わせると全体の8割となっているが、9割の間違いではないか。

最後にもう1点は、質問になるが、P29の参考について、令和3年度に実施したごみ組成調査の割合をもとに、令和2年度の総排出量から食品ロス量を推定した結果、家庭系は4650t、事業系は7680tとなっている。食品ロス量の目標として、令和10年度に7734t以下というものが掲げられているが、家庭系の数字と目標値の関係がよくわからない。

事務局

前回の組成調査は平成30年度であり、食品ロスの目標として掲げた数値は、その際の結果を用いたものである。令和3年度の5、6月に組成調査を行い、新しい組成割合が出たため、令和2年度の食品ロス量の推定値は、その割合を令和2年度の数値に当てはめた場合どの程度の量になるかを計算したものである。令和3年度の総排出量が出た際に、正確な食品ロス量がわかるものであるが、直近の令和2年度であればどういった値になるかを参考として出したものである。

松浦委員

あまり参考になる数値ではないということで、もう少し言葉の工夫が必要なのではないか。目標値より実績の方が低い値となっていることについて指摘されることも考えられるため、文言について検討した方が良い。令和2年度の数値が特殊な要因によって出たものなのか、また推計方法が本当に正しいのかどうか分析しなければ、目標値が宙に浮いてしまうのではないか。

事務局

検討をさせていただく。

高根専門委員

P23の④「啓発方法の検討について」のところで、市民の意見でもあったように、「ごみ減量や3Rの取り組みを一層推進するために適切な情報発信を行う」、といった文章を追加すると良いのではないか。

次に、P15の④「ごみ処理経費の状況」のところでは、「施設の長寿命化」という言葉が書かれているものの、P24の⑧「持続可能なごみ処理体制の維持」には書かれていないため、こちらにも追加すると良いのではないか。

また、P24の⑨「災害に備えたごみ処理体制の強化」のところで、災害廃棄物処理のマニュアルや、感染症対策を徹底した上で、処理体制の維持のためのマニュアルを作成するといった、具体的な内容を追加し、職員を対象とした研修の実施というよりは、市民に向け、それらのマニュアル作成といった内容を明記した方が良いのではないか。

事務局

頂いた意見を参考に、修正をしていきたい。

藤本部長

時間の関係上、次に進みたいと思う。

## 報告事項 ごみ減量天下取り大作戦の総括について

藤本部長

次に、議事の(6)「ごみ減量天下取り大作戦の総括について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

<<資料5に基づき説明>>

藤本部長

ただ今、事務局から説明があったが、資料についてのご質問、ご感想はあるか。ある方は挙手をお願いします。

野中委員

ごみ減量天下取り大作戦は終了したが、3作戦は子どもにとってもわかりやすいフレーズであるため、令和3年度以降も同じような呼びかけがあっても良いのではないかと思う。

事務局

ご指摘があったように、3つの作戦はわかりやすいということもあるため、今後についても、生ごみ、紙ごみの減量について取組みを進めていきたいと思う。

藤本部長

以上をもって、すべての議事が終了した。全体を通してご質問、ご意見等はあるか。

全委員

<<異議なし>>

藤本部長

特にないようなため、それでは、事務局に進行をお返しする。

### 3 閉会

事務局

3点ご連絡させていただく。

1点目、今回の審議内容について、追加でご意見等があれば、8月6日（金）までに事務局へご連絡いただきたい。

2点目、本日の会議記録を事務局で作成し、委員にメールにて送付させていただく。内容のご確認をお願いする。

3点目、次回の部会開催は8月30日を予定している。時間帯は午後2時から4時、開場は、鴨江分庁舎浜松市シルバー人材センター2階会議室を予定している。後日正式な開催通知を送付させていただく。

それでは、以上をもって、令和3年度第2回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会を終了する。